

**「温泉文化カンファレンス」会場設営・宿泊調整等業務委託
企画提案要領**

1 業務の名称

「温泉文化カンファレンス」会場設営・宿泊調整等業務委託

2 業務の趣旨・目的

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録に向け、開催温泉地の特色・魅力をカンファレンスを通じて深掘りすることで、地元温泉関係者や住民のシビックプライドを醸成するとともに、開催温泉地の魅力を世界に発信する。

「温泉文化カンファレンス」の開催にあたり、特別講演や分科会等について、来場者の興味を強く引きつけるための仕掛けを含むステージ等の設営、運営を行うとともに、登壇者及び参加者等の宿泊調整などを行う。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額（委託上限額）

15,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年12月31日（木）まで

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ② 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ⑥ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- ⑦ 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき登録している国内旅行業者であること。

7 スケジュール

- | | | |
|--------------|------------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年8月3日（月） | |
| (2) 参加申込期限 | 令和8年8月13日（木）午後5時 | ※詳細は、下記8のとおり |
| (3) 質問受付期限 | 令和8年8月13日（木）午後5時 | ※詳細は、下記9のとおり |
| (4) 企画提案提出期限 | 令和8年8月21日（金）午後5時 | ※詳細は、下記11のとおり |
| (5) 審査・結果発表 | 令和8年8月末（予定） | ※詳細は、下記11のとおり |

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は次のとおり申し込んでください。

- (1) 提出期限 令和8年8月13日(木) 午後5時 必着
- (2) 質問様式 参加申込書(様式1)による。
- (3) 提出方法 電子メール
※件名を「「温泉文化カンファレンス」プロポーザル公募に係る参加申込」としてください。
※電子メールにより提出した後は、下記10(3)まで必ず電話連絡願います。
- (4) 提出先 下記10(3)に同じ。

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年8月13日(木) 午後5時 必着
- (2) 質問様式 質問書(様式2)による。
- (3) 質問方法 電子メール
※件名を「「温泉文化カンファレンス」プロポーザル公募に係る質問」としてください。
※電子メールにより提出した後は、下記10(3)まで必ず電話連絡願います。
- (4) 提出先 下記10(3)に同じ。
- (5) その他 質問に対する回答は、令和8年8月17日(月)までに質問者及び参加申込の意思表示があった全事業者へ電子メールにより行います。
※質問のあった事業者名は公開しません。

10 応募の手続き等

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙(様式3)
 - イ 企画提案書本体(任意様式)
 - ・本事業への理解や事業の運営方法、演出の構成・内容、演出技術・手法、宿泊調整等の提案について記載ください。
 - ウ 業務実施体制表(様式4)
 - ・本業務における実施体制、類似業務の実績及び配置予定担当者の業務経歴について記載ください。
 - エ 費用見積書(任意様式)
 - ・宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積額及び積算内訳を記載。積算内訳は、可能な限り詳細に記載してください。
 - オ 提案事業者の概要がわかる資料(パンフレット等)
 - カ その他、提案内容に関して必要な資料
 - キ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)
 - ク 課税(免税)事業者届出書(様式6)
- ※すべて押印不要

(2) 提出方法・提出期限

- ア 提出方法 下記(3)の提出先あて、電子メールにより提出
※電子メールにより提出した後は、下記(3)まで必ず電話連絡願います。
※1通あたりの最大添付ファイル容量は6MBまでとしてください。データ容量が大きいため電子メールでの送付ができない場合は、下記(3)まで連絡願います。
(群馬県からファイル共有システムのURLを送付します)
- イ 提出期限 令和8年8月21日(金) 午後5時必着

(3) 提出先（お問い合わせ先）

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 18 階北
群馬県 地域創生部 文化振興課 温泉文化推進室 温泉文化係
電 話 027-226-3748
FAX 027-243-7785
メール bunshinka（アットマーク）pref.gunma.lg.jp
※「（アットマーク）」を@に置き換えて送信してください。

(4) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
- ・提出書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、提出書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、群馬県情報公開条例（平成12年6月14日条例第83号）に基づき、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となりますので御承知おください。

(5) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

11 審査

提出された書類に基づき審査し、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

(1) 審査方法 提出いただいた応募書類をもとに書類審査を行います。

- ・審査の必要上、提案者に問い合わせをすることがあります。

(2) 審査結果の通知 令和8年8月末を目途に、応募者全てに電子メールにより通知します。

(3) 審査項目・評価基準

審査項目	評価基準	配点
事業全体の運営に関すること	・本業務の目的・趣旨を理解したものか。	5
企画提案内容に関すること	・提案内容は具体的であり実現可能な内容となっているか。 ・提案者の個性を活かした企画提案となっているか。 ・費用対効果の高いものとなっているか。	15
実施体制に関すること	・円滑、効果的な業務運営が行える体制となっているか。 ・類似事業など過去の事業実績は十分か。 ・発注者からの要望・指示に速やかに対応できる体制となっているか。	15
費用に関すること	・費用の積算は適切か。過度に経費の高い項目はないか。	5
合 計		40

12 契約

- ・応募内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。
- ・契約に当たっては、群馬県の「物品等購入資格者名簿」に登載されていない者には、「法人登記簿謄本の

写し」、「決算書の写し」、「県税完納証明書」等の書類を提出いただく場合があります。

- ・ 契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を示したうえで、見積書を提出いただきます。
- ・ なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・ 本業務により製作された成果物に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属します。
- ・ 本業務は、内閣府所管の地域未来交付金等を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行っていただきます。
- ・ 適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合があります。なお、本事業に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存していただきます。

13 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県が定めるものとします。